

## 石巻市自死対策推進本部の設置について

### 【背景】

国は、自殺者数が毎年3万人を超える深刻な状況を受けて、自殺対策を強化するため平成18年に「自殺対策基本法」を制定した。自殺対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向だが、自殺死亡率は主要先進国の中で最も高く、自殺者数は2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いている。平成28年の同法改正により都道府県及び市町村に自殺対策の計画策定が義務付けられ、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、「生きることの包括支援」を基本理念に、社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとしている。

### 【目的】

保健、医療、福祉、教育等全庁的な推進体制を構築し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を図り、自死対策を推進するもの。

### 【根拠法令】

自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

石巻市総合計画基本計画

第4章 安心して健やかに暮らせるまち

第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする

1 一人ひとりの健康づくりを推進する

第2次健康増進計画（平成29年～平成38年）

基本理念「一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり」

IV 重点項目の取組

2 生活習慣・社会環境の改善

(3) こころの健康

大目標「地域でこころの健康づくり」

中目標「自殺予防に取り組みます」

# 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

▶ 自殺は、その多くが追い込まれた死である

▶ 年間自殺者数(は減少傾向)にあるが、非常事態はまだ続いている

▶ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遣された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を充実する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、  
自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:ム15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 闇運営等との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

# 石巻市自死対策推進体制図

(1-2)

## 推進本部

【構成員】

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：復興事業部長、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、可北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、杜庭総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者、危機管理者



報告

指示

- 【役割】  
 ① 重要事項の審議及び決定  
 ② 推進(計画)案の審議及び決定

## 幹事会

【構成員】

幹事長：健康部長

副幹事長：健康部次長  
 幹事：復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、杜庭総合支所次長、生活環境部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長

報告

指示



【役割】  
 ① 重要事項の整理及び対策の検討  
 ② ①の検討に基づく推進(計画)方針案の作成

事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課

【役割】  
 ① 重要事項の整理及び対策の検討  
 ② ①の検討に基づく推進(計画)方針案の作成

事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課



報告

指示

## 検討部会

【構成員】委員は関係する部課の職員のうちから本部長が指名する。

部会長：健康推進課長

部員：地域協働課、納税課、介護保険課、福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、保健課、子育て支援課、市民相談センター、虐待防止センター、環境課、商工課、住宅管理課、生涯学習課、学校教育課、生涯学習課  
 ※計画推進の検討に当たり上記以外の課を追加する場合がある。

事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課

- 【役割】  
 ① 推進(計画)案の策定  
 ② 実務的な調査、検討



意見

## 連絡協議会

【構成員】委員15名以内で、下記に掲げるものから市長が委嘱  
 (1) 学識経験を有する者  
 (2) 精神保健医療務に携わる者  
 (3) 福祉業務に携わる者  
 (4) 学校保健業務に携わる者  
 (5) 自死対策に携わる機関の職員  
 (6) その他、市長が必要と認めた者

事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課  
 【協議事項】協議会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べ、情報交換等を行うものとする。

- ① 自死対策に携わる機関及び関係団体等の連携、活動等に関する事項  
 ② 自死対策の計画及びその推進に関する事項  
 ③ その他自死対策に關し必要な事項



意見



事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課

事務局：健康推進課、各総合支所保健福祉課

- 【役割】  
 ① 推進(計画)案の策定  
 ② 実務的な調査、検討

石巻市自死対策推進本部設置要綱  
(設置)

第1条 本市における自死対策を総合的かつ効果的に推進するため、石巻市自死対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 自死対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自死対策計画に関すること。
- (3) 自死対策推進の具体的方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

3 本部長は、審議事項について急を要するため推進本部の会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議を行うことができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは、石巻市自死対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(決定事項の執行)

第6条 推進本部において決定された事項は、その業務を所掌する部署において適切に執行しなければならない。

2 前項の場合において、所掌する部署が明らかでないときは、推進本部で相当部署を決定するものとする。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事務を調査検討するため、推進本部に石巻市自死対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は健康部長をもって充て、副幹事長は健康部次長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、協議会の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(自死対策検討部会)

第8条 第2条に掲げる事務を専門的に調査検討するため、幹事会の下部組織として、石巻市自死対策検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、部会長及び部員をもって構成する。
- 3 部会長は健康部健康推進課長をもって充て、部員は関係する部課の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員を出席させ、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部、幹事会及び検討部会の庶務は、健康部健康推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会教育長、同委員会事務局長、会計管理者、危機管理監

別表第2（第7条関係）

復興政策部次長、総務部次長、財務部次長、復興事業部次長、半島復興事業部次長、河北総合支所次長、雄勝総合支所次長、河南総合支所次長、桃生総合支所次長、北上総合支所次長、牡鹿総合支所次長、生活環境部次長、福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長

石巻市自死対策連絡協議会設置要綱  
(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の理念に基づき、自死対策の取組に関して、本市、関係機関及び関係団体等が連携し、自死対策の総合的な推進を図るため、石巻市自死対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べ、情報交換等を行うものとする。

- (1) 自死対策に関わる機関及び関係団体等の連携、活動等に関する事項
- (2) 自死対策の計画及びその推進に関する事項
- (3) その他自死対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 精神保健医療業務に携わる者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 学校保健業務に携わる者
- (5) 自死対策に関わる機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びその活動を通じて知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。